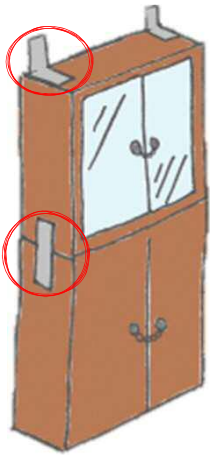


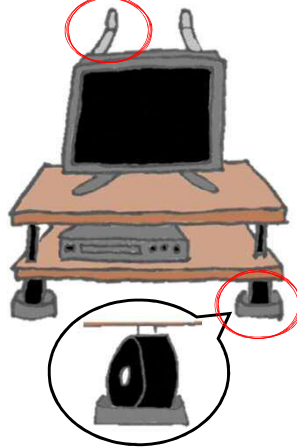
大地震に備えて

家具の転倒防止 始めませんか

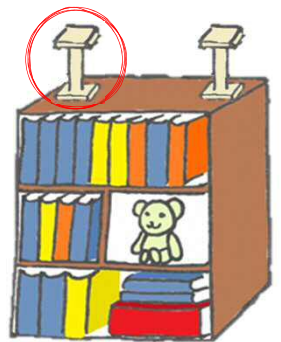
L型・平型金物



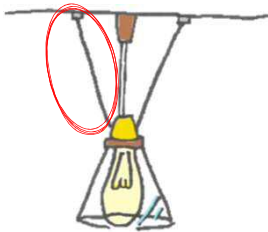
ベルト固定
キャスター固定



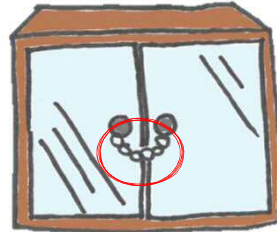
つっぱり棒



針金



開き戸ストッパー
ガラス飛散防止フィルム



家具転倒防止の
取付工事費用に
補助金が使えます。

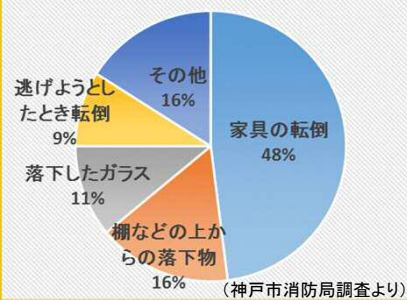
詳しくは裏面を
ご確認ください。

家具転倒防止の必要性

地震による家具などの転倒は、居住者にとって避難の妨げになるだけでなく、自身の命を落とす要因にもなります。

30年以内の発生確率が70~80%とされている南海トラフ巨大地震にも備えて、住まいの安全を身近なところから確保しましょう。

阪神・淡路大震災でけがをした人の原因



問い合わせ

芦屋市都市建設部防災安全課

TEL 0797-38-2093

芦屋市家具転倒防止推進事業補助金のご案内

制度の概要

地震災害時における家具等の転倒を防止するために、家具等に転倒防止器具を取り付けるなどの工事を行う高齢者等に対して、工事に必要な費用の一部を補助するものです。

対象世帯

市内に居住し、次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯

- (1) 65歳以上の者
- (2) 介護保険法第27条に規定する要介護認定または同法第32条に規定する要支援認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定による療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

対象工事

地震発生時に家具等の転倒を防止するために器具を設置する工事のうち、次のいずれかに該当する事業者が施工した工事

- (1) 芦屋市内に本社、支店、営業所などを有する事業者
- (2) 家具転倒防止事業を専門に扱い3年以上の営業実績を有する事業者

補助対象経費

家具の取付工事費や家具転倒防止器具設置に要する費用を対象に5,200円を上限として補助
※器具の購入費用は対象外となります。

申請方法

防災安全課の窓口又は市のHPからダウンロードした様式で以下の手順で申請をしてください。

施工業者に見積もり依頼

必要書類を添付し、芦屋市に申請書を提出

※申請者の住居が自己の所有でない場合は、家屋所有者等の承諾が必要

芦屋市より「決定通知書」または「却下通知書」により申請者に通知

施工業者による工事の実施

必要書類を添付し、芦屋市に完了報告書を提出

※工事に要した費用が決定額と違う場合は「交付額確定通知書」により申請者に通知

芦屋市に「補助金交付請求書」を提出し、約1か月後に補助金を受領(施工業者による代理受領可)

申請時の必要書類

- 申請書(様式1)
- 対象世帯であることが確認できる書類の写し
- 家具転倒防止器具設置工事の見積書の写し

※変更がある場合(軽微な変更は除く)または中止する場合は、「変更申請書」または「中止届」を提出

報告時の必要書類

- 完了報告書(様式7)
- 領収書の写し
- 工事が完了したことを確認できる写真